## 【報告事項】 協議会(書面開催)の結果報告

泉南地域水防災連絡協議会(書面開催)

平成 29 年 12 月 1 9 日付け岸土第 4104 号 全委員あて規約改正案の意見照会

平成 30 年 1 月 16 日付け 全委員からの承認回答を持って規約改正案議決

平成 30 年 1 月 29 日付け岸土第 4405 号 全委員あて議決通知(平成 29 年 12 月9日付け改正)

## 泉南地域水防災連絡協議会規約。改正案

## (名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉南地域水防災連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。

## (目的)

- 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「泉南地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。
  - 2 前項の「泉南地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策 に取組む地域とする。

## (組 織)

- 第3条 協議会は、「泉南地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。
  - 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ(以下「行政WG」という。)を 設置するものとする。
  - 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができる ものとする。
  - 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

## (協議会での連絡協議事項)

- 第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。
  - (1)「泉南地域」における防災・減災対策の取組に関すること
  - (2) 各市町間の情報連絡系統の整備
  - (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
  - (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
  - (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
  - (6) 「泉南地域」に関する雨量、水位等の情報伝達
  - (7) その他

## (行政WGでの検討事項)

- 第5条 行政WGは、前項(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。
  - (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
  - (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
  - (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉南地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

## (協議会)

- 第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
  - 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
  - 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する 構成員が会議の議長となる。
  - 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
  - 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

## (行政WG)

- 第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。
  - 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
  - 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、 調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
  - 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の 職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

## (オブザーバー)

- 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び 行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。
  - 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

## (会議の公開)

- 第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
  - 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

## (協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

## (構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

## (事 務 局)

第12条 事務局は、大阪府岸和田土木事務所が行う。

## (委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

## (付 則)

この規約は、平成3年5月31日から実施する。

この規約は、平成13年6月15日から実施する。

この規約は、平成19年5月24日から実施する。

この規約は、平成20年6月30日から実施する。

この規約は、平成23年6月30日から実施する。

この規約は、平成26年7月22日から実施する。

この規約は、平成27年7月30日から実施する。

この規約は、平成29年12月19日から実施する。

この規約は、平成30年5月25日から実施する。

## (別表1)

## (自治体)

大阪府知事

岸和田市長

貝塚市長

泉佐野市長

泉南市長

阪南市長

熊取町長

田尻町長

岬町長

## (自治体関係)

府岸和田土木事務所長

## 府泉南地域防災監

府港湾局総務企画課長

府環境農林水産部水産課長

府南部流域下水道事務所長

府泉州農と緑の総合事務所長

府岸和田保健所長

府泉佐野保健所長

## (国関係)

大阪管区気象台長

## (警察機関)

岸和田警察署長

貝塚警察署長

泉佐野警察署長

泉南警察署長

## (消防機関)

岸和田市消防本部消防長

貝塚市消防本部消防長

泉州南広域消防本部消防長

## (占用事業者)

関西電力株式会社 大阪南支社 地域統括(大阪南部)部長

西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害対策担当課長

大阪ガス株式会社 導管事業部南部導管部長

大阪広域水道企業団南部水道事業所長

## (運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長 南海電気鉄道株式会社 工務課長

## 【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

## (別表2)

## (自治体関係)

府<del>岸和田土本事務所 地域支援·企画課長<mark>泉南地域防災監</mark></del>

府岸和田土木事務所 建設課長

府岸和田土木事務所 尾崎出張所長

府事業管理室 事業企画課 参事

府河川室 河川整備課 参事

府港湾局 危機管理グループ課長補佐

府水産課 企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐

岸和田市危機管理部長兼危機管理監

岸和田市建設部長

貝塚市都市政策部長

貝塚市都市整備部長

泉佐野市市長公室市民協働担当理事市民協働部危機管理室危機管理監

泉佐野市上下水道局長

泉南市総合政策部長

泉南市上下水道部長

泉南市都市整備部長

阪南市市長公室長

阪南市事業部長

熊取町企画部長

熊取町都市整備部長

田尻町総務部長

田尻町事業部長

岬町まちづくり戦略室長危機管理監

岬町都市整備部長

## (国関係)

大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官

## 【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐



## 泉南地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

## 錯誤及び行政組織改編等により別表1,2を変更する

| 現行規約  | 改正案規約   | 備考 |
|---|---|----|
|   | (/ <del>-)</del>                                  |    |
| (附 則)<br>この担処は、平成2年5日21日から実施する                    | (付 則)   |    |
| この規約は、平成3年5月31日から実施する。<br>この規約は、平成13年6月15日から実施する。 | この規約は、平成3年5月31日から実施する。<br>この規約は、平成13年6月15日から実施する。 |    |
| この規約は、平成13年6月13日から実施する。                           | この規約は、平成19年5月24日から実施する。                           |    |
| この規約は、平成19年3月24日から実施する。                           | この規約は、平成19年3月24日から実施する。                           |    |
| この規約は、平成20年0月30日から実施する。                           | この規約は、平成23年6月30日から実施する。                           |    |
| この規約は、平成26年7月22日から実施する。                           | この規約は、平成26年7月22日から実施する。                           |    |
| この規約は、平成27年7月30日から実施する。                           | この規約は、平成27年7月30日から実施する。                           |    |
| この規約は、平成29年12月19日から実施する。                          | この規約は、平成29年12月19日から実施する。                          |    |
|   | この規約は、平成30年5月25日から実施する。                           |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   |   |    |
|   | I .   |    |

| 現行規約  | 改正案規約  | 備考   |
|---|--|--|
| (別表1)   | (別表1)  | 1,0  |
| (自治体) 大阪府知事 岸和田市長 貝塚市長 泉佐野市長 泉南市長 阪南市長 熊取町長 田尻町長 岬町長 (自治体関係) 府岸和田土木事務所長 府港湾長総務企動課程 長 府環境農林水水道事務所長 府康納減互縁の総合事務所長 府京州農と線の総合事務所長 府京州農と線の総合事務所長 府京中に保健所長 (国関係) 大阪管区気象台長 (警察機関) 岸和田警察署長 泉佐野警察署長 泉佐野警察者長 東南監察者長 東南監察者長 東南監察者長 東南監察者長 東南監察者長 (消防機関) 岸和田市消防本部消防長 長田市道防本部消防長 長田市道防本部消防長 東州南広域消防を部門大阪南支社 地域統括(大阪南部)部長西日本電信電話株式会社 大阪南支社 地域統括(大阪南部)部長 | (自治体) 大阪府知事 岸和田市長 貝塚市長 泉佐野市長 泉南市長 熊取町長 田尻町長 岬町長 (自治体関係) 府岸和田土木事務所長 府泉南市局長 水海南局長水水・水<br>市泉南市地域が362・画課長 府積頭部流域と極い水産課長 府南部が減と縁のが長 府京中和民と縁のが長 府泉州農と縁のが長 府泉中間長<br>府東大野保健所長 (国関係) 大阪管区気象台長 (警察機関) 岸和田警察署長 泉佐野警察署長 泉佐野警察署長 泉佐野警察署長 泉佐野警察署長 泉佐野警察署長 泉佐野警察署長 東衛警察署長 東南部が成本部消防長 泉州南広域消防本部消防長 泉州南広域消防本部消防長 泉州南広域消防本部消防長 | ・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>が<br>が<br>が<br>い<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に |
| (占用事業者)<br>関西電力株式会社 大阪南支社 地域統括(大阪南部)部長  | 泉州南広域消防本部消防長 (占用事業者) 関西電力株式会社 大阪南支社 地域統括(大阪南部)部長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害担当課長 大阪ガス株式会社 導管事業部南部導管部長  |  |
| (運輸事業者)<br>西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部大阪支社総務企画課長<br>南海電気鉄道株式会社 工務課長<br>【オブザーバー】  | 大阪広域水道企業団南部水道事業所長<br>(運輸事業者)<br>西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部大阪支社総務企画課長<br>南海電気鉄道株式会社 工務課長  |  |
| 国土交通省近畿地方整備局河川部河川計画課長   | 【オブザーバー】<br>国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長   |  |

| 現行規約   | 改正案規約  | 備考                                      |
|--|--|---|
| (別表2)  | (別表2)  |   |
| (自治体関係) 府岸和田土木事務所 地域支援・企画課長 府岸和田土木事務所 建設課長 府岸和田土木事務所 尾崎出張所長 府事業管理室 事業企画課 参事 府河川室 河川整備課 参事 府港湾局 危機管理グループ課長補佐 岸和田市危機管理部長兼危機管理監 岸和田市建設部長 貝塚市都市整備部長 泉佐野市市長公室市民協働担当理事 | (自治体関係) 府 <mark>泉南地域防災監</mark> 府岸和田土木事務所 建設課長 府岸和田土木事務所 尾崎出張所長 府事業管理室 事業企画課 参事 府河川室 河川整備課 参事 府港湾局 危機管理グループ課長補佐 岸和田市危機管理部長兼危機管理監 岸和田市建設部長 貝塚市都市整備部長 泉佐野市市民協働部危機管理室危機管理監 | <ul><li>錯誤による修正</li><li>組織の改編</li></ul> |
| 泉佐野市上下水道局長<br>泉南市総合政策部長<br>泉南市北下水道部長<br>泉南市都市整備部長<br>阪南市市長公室長<br>阪南市事業部長<br>熊取町企画部長<br>熊取町都市整備部長<br>田尻町総務部長<br>田尻町半業部長<br>岬町まちづくり戦略室長<br>岬町都市整備部長                | 泉佐野市上下水道局長<br>泉南市総合政策部長<br>泉南市北下水道部長<br>泉南市市長公室長<br>阪南市市長公室長<br>阪南市事業部長<br>熊取町企画部長<br>熊取町都市整備部長<br>田尻町総務部長<br>田尻町事業部長<br>岬町まちづくり戦略室 <mark>危機管理監</mark><br>岬町都市整備部長     | ・組織の改編                                  |
| (国関係)<br>大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報官<br>【オブザーバー】   | (国関係)<br>大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報官   |   |
| 国土交通省近畿地方整備局河川部河川計画課課長補佐   | 国土交通省近畿地方整備局河川部河川計画課課長補佐   |   |
|  |  |   |
|  |  |   |

- ▶ 平成29年水防法改正を踏まえた改定
  - ○大規模氾濫減災協議会の設置(第2章第4節) P13
  - 〇要配慮者利用施設の避難確保作成及び避難訓練実施の義務化(第17章第6節)P101
  - 〇予想される水災の危険の周知等(第17章第4節)P100
  - 〇浸水被害軽減地区の指定(第17章第9節)P102、河川協力団体(第1章第2節)P4
  - 〇民間事業者による水防活動の円滑化
    - (緊急通行(第8章第4節)P86、公用負担・損失補償(第14章第2節)P94、企業との連携(第11章第5節)P91)
- > 平成29年の気象警報・注意報基準の変更等を反映 P25-31
  - 〇大雨警報·洪水警報等を補足する情報についても記述(第5章第1節) P24
- 土砂災害警戒情報の基準変更に伴う土砂災害警戒準備情報の廃止(平成30年2月8日)P75
  - 〇田尻町の発表対象への追加と合わせて反映(第5章第8節)
- > その他
  - 〇水防訓練(第16章第1節)P96、水防報告(第12章第2節)P92、決壊・漏水等の通報及び その後の処置(第10章)P89について、手引きの修正を反映。

## H29年度 河川砂防施設の点検結果箇所一覧表

資料4-1

|   | 事務所名     | 施設の種類 | 河川·砂防箇所 | 名—番号  |            | 場所                           | 状況    | 点検結果<br>への対応 | 対応状況<br>(H30年3月末時点) | 完了予定    | 公表年月   |
|---|----------|-------|---------|-------|------------|------------------------------|-------|--------------|---------------------|---------|--------|
| 1 | 岸和田土木事務所 | 河川    | 牛滝川 -   | H27-3 | 岸和田市 稲葉町   | 稲葉橋上流右岸100m                  | 河床の洗掘 | В            | 現地調査済               | H30年度中  | H27年2月 |
| 2 | 岸和田土木事務所 | 河川    | 津田川 -   | H27-1 | 岸和田市 阿間河滝町 | 髙橋上流右岸200m                   | 河床の洗掘 | В            | 現地調査済               | H30年度中  | H27年2月 |
| 3 | 岸和田土木事務所 | 河川    | 秬谷川 -   | H29-1 | 貝塚市 水間     | 水上橋下流左岸50m                   | 河床の洗掘 | В            | 現地調査済               | H30年度中  | H29年3月 |
| 4 | 岸和田土木事務所 | 河川    | 住吉川 -   | H29-1 | 熊取町 大久保西   | 向田橋上流左岸80m~上出橋下流左岸80mの区間に5箇所 | 河床の洗掘 | В            | 現地調査済               | H30年度中  | H29年3月 |
| 5 | 岸和田土木事務所 | 河川    | 佐野川 -   | H30-1 | 泉佐野市 上瓦屋 外 | 山出橋上流右岸300m                  | 河床の洗掘 | В            | 現地調査済               | 対応時期検討中 | 今回公表   |

### 点検結果への対応

A (緊急対応実箇所): 次期出水期までに(5月末までに)応急的な対応を完了し、その後更に必要な対策を実施する等適切に対処します。

B(要注意箇所) :必要に応じ詳細な調査を実施し、補修方法等の検討を行い概ね3年を目途に順次対策を実施します。

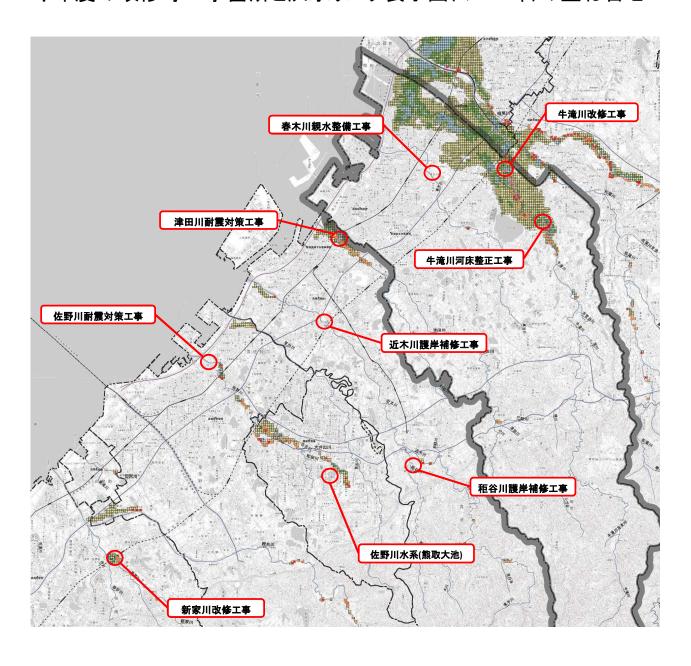
※前回までに公表した箇所で、平成30年3月末時点で既に対策工事が完了しているものは削除しております。

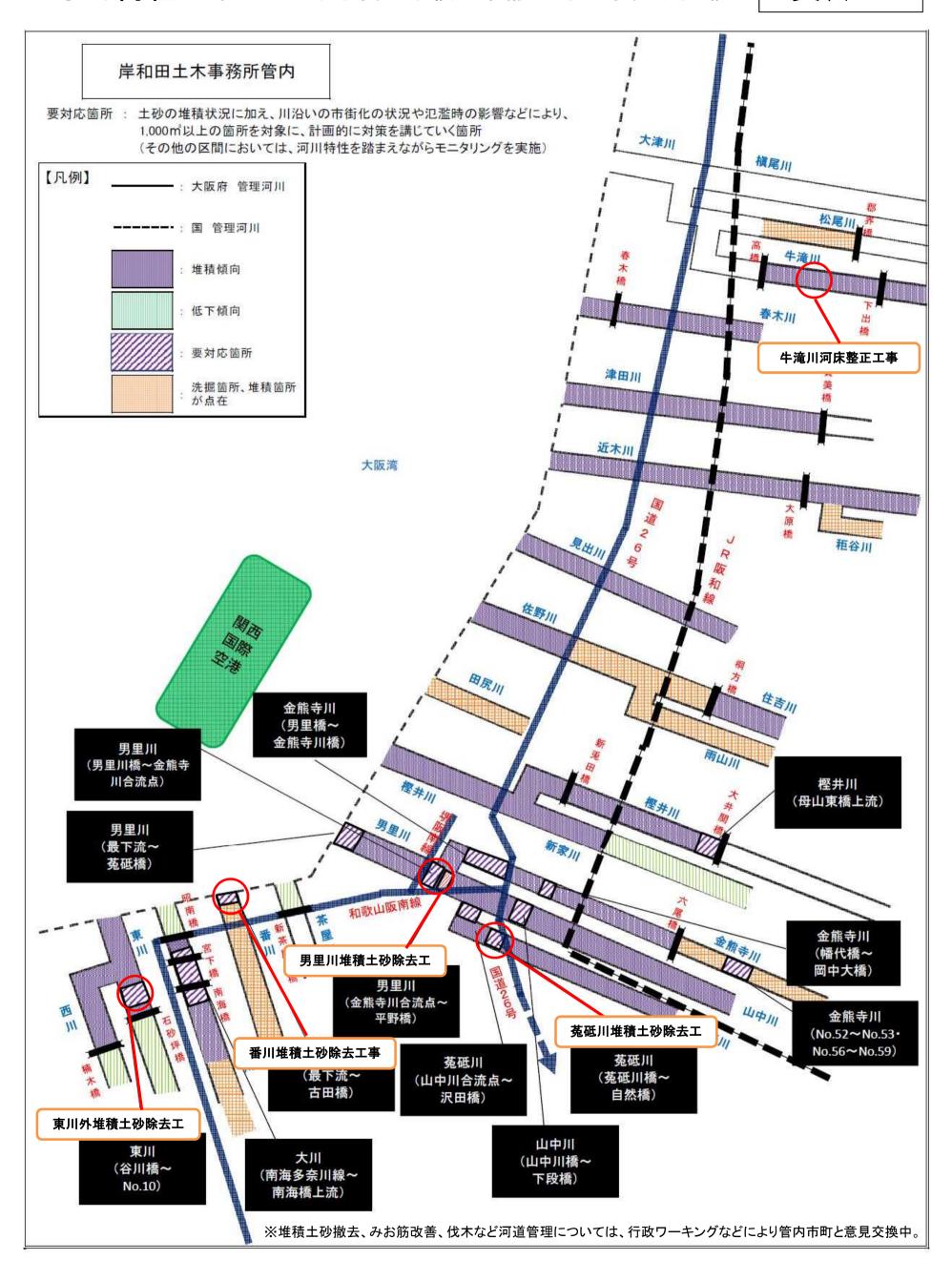






## 今年度の改修等工事箇所と洪水リスク表示図(1/200年)の重ね合せ





## 【報告事項】 行政WGの結果報告

泉南地域水防災連絡協議会平成 29 年度第1回行政WG

日時:平成30年3月22日(木)

場所:泉南府民センター1 階多目的ホール

## (議事概要)

- ・平成29年12月の協議会書面開催で承諾を受けた、改正規約と改正の概要について 報告
- ・各機関の意見を踏まえた「概ね5年間の具体的な取組(案)」及び協議会の今後のスケジュールについて審議し、一部修正意見あり
- 浸水実績の情報共有と住民周知に関する制度新設について報告
- ・水位周知河川の新たな指定について報告
- 危機管理型水位計の平成 30 年度以降設置予定について情報提供

泉南地域水防災連絡協議会平成 30 年度第1回行政WG

日時:平成30年4月25日(水)

場所:泉南府民センター1 階多目的ホール

## (議事概要)

- ・規約の改正(組織改編及び錯誤による協議会、行政WGの構成員名の修正)について 審議し了承を得る
- ・泉南地域における防災・減災対策の取組方針(案)について審議し、協議会上程の了 承を得る。なお、津波に関する取組は引き続きWGで検討
- ・平成30年度の大阪府水防計画の改正点について報告
- 平成 29 年度河川巡視点検結果、平成 30 年度の主な事業個所、河川特性マップについて説明
- 大阪管区気象台より気象庁の防災気象情報HPの変更点と活用方法について説明

## 泉南地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月25日

泉南地域水防災連絡協議会

## ○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害では鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水により、また平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川の氾濫により、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内 8 ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

~「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策~

平成 29 年 6 月 20 日 国 土 交 通 省

平成27年9月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフトー体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成28年8月、台風10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

~「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策~

## 淵

〇平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が 発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」(答申),平成27年12月

〇平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設| **おいて入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。**(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

# 「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき 方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

## (1)水防法に基づく協議会の設置

■平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

## (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

(他2項目)

- 重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる

(3) 的確な水防活動のための取組

(1)水防体制の強化に関する事項

水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討。実施

関係者(建設業者を含む)が共同して点検

## ①情報伝達、避難計画等に関する事項

•水害対応タイムラインの作成促進:国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了 都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討•調整し、平成33年度までに作成 •要配慮者利用施設における避難確保:平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、 それに基づく避難訓練を実施。等

## ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

■浸水実績等の周知:平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村 において速やかに住民等に周知

•防災教育の促進:平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を 教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等

■浸水被害軽減地区の指定:浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレ━ション結果等を情報提供

•排水施設等の運用改善:平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成

(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

•洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において

順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

•市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

## ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

・危機管理型水位計:国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施都道格管理型水位計配置計画を検討・調整し、都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、

順次整備を実施 -危機管理型ハード対策:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備

## (6)減災・防災に関する国の支援

・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援∶平成30年度までに災害対応の/ウハウを技術移転する人材育成プロクラムを作成し研修•訓練等を実施 等 ■水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援:防災■安全交付金による支援

・満木による端下的吉林維や土砂道田による声床変勢を指揮するための研究・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適別に評価の5え治水計画の見直しに関する複割・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適別に評価の5え治水計画の見直しに関する複割 その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。 ・洪水子調精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位子測技術の開発・水省リスクを適切に評価するため、洪木2艦による経済活動等への影響に関する調査研究・

(他3項目)

(他3項目)

・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施・ダム再生の推進:「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための万策を実施 等

(他1項目)

(5)河川管理施設の整備等に関する事項

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組

## 水防法に基づく協議会の設置

国 都道府県管理河川共通 都道府県管理河川 凡例 国管理河川

> 〇平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置 し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

| 平成33年度     | ことで地域の取締   |  |
|------------|--|--|
| 平成32年度     | 一アップし、必要に応   | ーン等で公表   |
| 平成31年度     | <br> 毎年、協議会を通じて取組状況をフォロ <b>ーアッ</b> ブし、必要に応じて「地域の取総                                     | 針」の見直しを実施<br>議会の取組内容等についてホームページ等で公表  |
| <b>年</b> 度 | 毎年、協議会を通   | 方針」の見直しを記した。   |
| 平成30年度     | 平成30年出水湖までに、既に設置されている「水炉災震器社会再構築ビジョン」に基づ(協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実 | 成30年出水期末でに、既に設置されている協議会、水防法に基づく協議会へ移作、又は新たに設置し、後の取組内容を記載した「地域の歌組方針」を<br>りまとめ       |
| 平成29年度     | 成30年出水期までに、既に設置されている「水防災電源社会再構築ビョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域取断方針」を確認し、減災対策を光実    | 平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置<br>今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」を<br>とりまとめ |
| 平成2        | 平成30年出水期までに<br>ジョン」に基づく協議会を<br>の取組方針」を確認し、   | 平成29年出水期まで<br>に、「水防災意識社会<br>に、「水防災意識社会<br>再構築ビジョン」に基<br>づく協議会を設置                   |

## く協議会での取組事項ン

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有 ②水害対応タイムラインの作成•改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提 供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備 ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備 ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための

〇協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の

水害危険性の周知促進

協議会の開催状況

洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取

細方針」にとりまとめ

## 水害対応タイムラインの作成促進

〇平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、 **応タイムラインの作成が完了**(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し) 〇平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対 水害対応タイムラインを作成

平成33年度 毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成 平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川 の沿川等で、対象となる市町村を検討=調整 平成29年度 平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難制告着目型の水害対応タイムライン

## 〇平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等川上指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知) 定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知 平成30年度 協議会の場等を活用し、今後8年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について度の洪水予報河川、水位周知河川について後計・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ 平成29年度

平成33年度

平成32年度

平成31年度

## 防災教育の促進

する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の 〇 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関 作成支援に着手

〇平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管 理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

| -      |   |  | _                                    | ٠,           |
|--------|---|--|--------------------------------------|--------------|
| 平成33年度 | 発   |  | 平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全置実施)        |              |
| 平成32年度 | 引き練き、防災教育の実施を支援   |  | (平成29年3月31日に改訂され                     | 2            |
|        | #U  |  |                                      | 7            |
| 平成31年度 | ·   |  | 行課間)                                 |              |
|        |   |  | 参                                    |              |
| 平成30年度 | 平成29年度中に、国管理項川の全ての12的協議会に<br>入場いて、防災教育に関する支援を実施を与<br>関係者を連携して次定し、中枢のは原末まではこ、防災<br>教育に関する指導計画を作成できるよう支援    | 音導計画を都道府県管理河川<br>町村の全ての学校に共有                                       | (平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の圏知=鐵底=移行隙間) |              |
| 平成28年度 | 平成29年度中に、国管理列川の全ての12的協議会に<br>おいて、防災教育に関する支援を実施する学校を教<br>関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防<br>教育に関する指導計画を作成できるよう支援 | <ul><li>■国の支援により作成された指導計画を都進所県管理河を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有</li></ul> | (平成29年3月31日):                        |              |
| 平成28年度 | 平成28年度より、28<br>校において指導計画<br>の作成支援を先行し<br>て実施<br>(神器排帯無限211)   |  |                                      | (TM204-070H) |
|        |   |  |                                      |              |
|        |   |  |                                      |              |
|        |   |  |                                      |              |
|        | 8   |  |                                      |              |

# 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

〇平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進 〇平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成 めるとともに、それに基づく避難訓練を実施

平成33年度 ・甲戌33年度末でに、対象となる全施設における避難確保計画の 作校を進めるともに、それに多くな難難が緩を実施 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、 毎年時刊等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有 毎年市刊等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有 平成32年度 平成31年度 平成30年度 平成28年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者を上連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において選発確保計画を核討・作成。とりまとめた知見については協議会等の 平成29年度 平成29年6月までに - 要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引き 市町村等向け点検用マニュアル作成 要配慮者利用施設向け説明会の開催

## 泉南地域水防災連絡協議会規約

## (名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉南地域水防災連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。

## (目的)

- 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「泉南地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。
  - 2 前項の「泉南地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策 に取組む地域とする。

## (組 織)

- 第3条 協議会は、「泉南地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。
  - 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ(以下「行政WG」という。)を 設置するものとする。
  - 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができる ものとする。
  - 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

## (協議会での連絡協議事項)

- 第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。
  - (1)「泉南地域」における防災・減災対策の取組に関すること
  - (2) 各市町間の情報連絡系統の整備
  - (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
  - (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
  - (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
  - (6) 「泉南地域」に関する雨量、水位等の情報伝達
  - (7) その他

## (行政WGでの検討事項)

- 第5条 行政WGは、前項(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容に ついて検討等を行うものとする。
  - (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
  - (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
  - (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉南地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

## (協議会)

- 第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
  - 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
  - 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する 構成員が会議の議長となる。
  - 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
  - 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

## (行政WG)

- 第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。
  - 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
  - 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、 調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
  - 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の 職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

## (オブザーバー)

- 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び 行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。
  - 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

## (会議の公開)

- 第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公 開とすることができる。
  - 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

## (協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

## (構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

## (事 務 局)

第12条 事務局は、大阪府岸和田土木事務所が行う。

## (委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

## (付 則)

- この規約は、平成3年5月31日から実施する。
- この規約は、平成13年6月15日から実施する。
- この規約は、平成19年5月24日から実施する。
- この規約は、平成20年6月30日から実施する。
- この規約は、平成23年6月30日から実施する。
- この規約は、平成26年7月22日から実施する。
- この規約は、平成27年7月30日から実施する。
- この規約は、平成29年12月19日から実施する。
- この規約は、平成30年5月25日から実施する。

## (別表1)

## (自治体)

大阪府知事

岸和田市長

貝塚市長

泉佐野市長

泉南市長

阪南市長

熊取町長

田尻町長

岬町長

## (自治体関係)

府岸和田土木事務所長

府泉南地域防災監

府港湾局総務企画課長

府環境農林水産部水産課長

府南部流域下水道事務所長

府泉州農と緑の総合事務所長

府岸和田保健所長

府泉佐野保健所長

## (国関係)

大阪管区気象台長

## (警察機関)

岸和田警察署長

貝塚警察署長

泉佐野警察署長

泉南警察署長

## (消防機関)

岸和田市消防本部消防長

貝塚市消防本部消防長

泉州南広域消防本部消防長

## (占用事業者)

関西電力株式会社 大阪南支社 地域統括(大阪南部)部長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害対策担当課長 大阪ガス株式会社 導管事業部南部導管部長

大阪広域水道企業団南部水道事業所長

## (運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長 南海電気鉄道株式会社 工務課長

## 【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

## (別表2)

## (自治体関係)

府泉南地域防災監

府岸和田土木事務所 建設課長

府岸和田土木事務所 尾崎出張所長

府事業管理室 事業企画課 参事

府河川室 河川整備課 参事

府港湾局 危機管理グループ課長補佐

府水産課 企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐

岸和田市危機管理部長兼危機管理監

岸和田市建設部長

貝塚市都市政策部長

貝塚市都市整備部長

泉佐野市市民協働部危機管理室危機管理監

泉佐野市上下水道局長

泉南市総合政策部長

泉南市上下水道部長

泉南市都市整備部長

阪南市市長公室長

阪南市事業部長

熊取町企画部長

熊取町都市整備部長

田尻町総務部長

田尻町事業部長

岬町まちづくり戦略室危機管理監

岬町都市整備部長

## (国関係)

大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官

## 【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐



| 体的な取組の柱<br>事 項<br>具体的な取組   | 主な取組内容  |
|----------------------------|---|
|                            |   |
| ①情報伝達、避難計画等に               | 関する事項   |
|                            | ・2017年6月から牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川のホットラインを実施・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す                                |
|                            | <br>想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に<br>潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築する                                |
| 土砂災害警戒情報の見直し               | 土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。   |
| 土砂災害警戒情報の提供(ホット<br>ラインの構築) | 2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町とホットラインを実施  |
|                            | 【多機関連携型タイムラインの作成】<br>協議会において、広域(複数の市町に跨ぐ流域)の多機関連携型タイムラインを作成   |
|                            | 【タイムラインの活用】<br>風水書訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令<br>基準やタイムラインの見直し等を検討する  |
| 断基準等の確認(水害対応タイ             | 【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川のタイムラインを作成済み・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す |
|                            | 【多機関連携型タイムラインの作成】<br>市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い協議会で実施内容を共存<br>する   |
|                            | 【避難勧告型タイムラインの活用】<br>風水書訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。  |
|                            | 【タイムラインの作成】<br>地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。   |
|                            | 【タイムラインの活用】<br>地域(コミュニティ)単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。   |

| 具   | 体的な取組の柱   |   |
|-----|---|---|
| 事 項 |   | 主な取組内容  |
|     | 具体的な取組  | _ 5   |
|     | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(高潮対応タイムライン)【広域】           | 【多機関連携型タイムラインの作成】<br>想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に<br>潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域(複数の市<br>町に跨ぐ流域)の多機関連携型タイムラインを作成 |
|     |   | 【タイムラインの活用】<br>高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関<br>と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討<br>する。                       |
| ı   | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(高潮対応タイムライン)[市域・町域]        | 【避難勧告型タイムラインの作成】<br>想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に<br>潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する                            |
|     |   | 【多機関連携型タイムラインの作成】<br>浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に<br>潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域、町域単位の多機関連携型タ<br>イムラインを検討、協議会で実施内容を共有する  |
|     |   | 【避難勧告等タイムラインの活用】<br>高潮対応タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練<br>を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。                             |
|     | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【コミュニティ】     | 【タイムラインの作成】 ・地域(コミュニティ)単位でのタイムラインを検討、作成を行う。 ・タイムライン作成する地域(コミュニティ)の検討、調整   |
|     |   | 【タイムラインの活用】<br>地域(コミュニティ)単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。   |
|     | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害タイムライン)【市域】           | 【避難勧告型タイムラインの作成】<br>土砂災害警戒区域等に指定されている岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊<br>取町、田尻町、岬町においてタイムライン作成済み   |
| ı   |   | 【多機関連携型タイムラインの作成】<br>市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。   |
|     |   | 【避難勧告型タイムラインの活用】<br>土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。  |
|     | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害対応<br>タイムライン)【コミュニティ】 | 【タイムラインの作成】<br>土砂災害警戒区域等に含まれるい地域(コミュニティ)単位でのタイムラインを作成   |
|     |   | 【タイムラインの活用】<br>地域(コミュニティ)単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。   |
|     |   |   |

| 本的な取組の柱                        |  |  |
|--------------------------------|--|--|
| 事 項                            | 主な取組内容   |  |
| 具体的な取組                         |  |  |
|                                | 【水位周知河川の拡大】<br>水位周知河川の拡大について検討する   |  |
|                                | 【浸水想定及び高潮水位の情報提供】<br>想定最大規模での浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定等を行う   |  |
| ICTを活用した洪水情報の提供                | 【情報提供の拡大】 ・防災情報メール(登録した希望者へのプッシュ型メール配信)の情報提供河川の拡大・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成(洪水情報、土砂災害情報) ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化(水防災情報システムの更新) ・きめ細やかな土砂災害情報の提供(土砂災害情報システムの更新) |  |
| 設定(広域避難体制の構築)等                 | 災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う   |  |
|                                | ・地域防災計画に水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設を位置づけ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までの避難確保計画策定と避難実施への周知や支援、進捗管理を行う  |  |
| <br>②平時からの住民等への周矢              | の・教育・訓練に関する事項<br>・   |  |
| 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知     | ・2020年度までに牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う                                   |  |
| 想定最大規模の高潮に係る浸水<br>想定区域図等の作成と周知 | ・2018年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う  |  |
|                                | ・基礎調査1巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について<br>調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の<br>見直しを行い、その結果の公表を行う。<br>・調査は概ね5年に1度実施する。   |  |

| 体的な取組の柱                  |  |  |
|--------------------------|--|--|
| 事 項                      | 主な取組内容   |  |
| 具体的な取組                   |  |  |
| 水害ハザードマップの改良、周知、活用       | 【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップボータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 |  |
|                          | 【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップボータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 |  |
| 浸水実績等の周知                 | 協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知  |  |
| 水害の記録の整理                 | 過去の水害の記録(アーカイブ)を整理し、ホームページ等で公表   |  |
| 防災教育の推進                  | ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化<br>・出前講座などによる防災教育の推進  |  |
| 危機管理型水位計、河川監視用<br>カメラの整備 | ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施<br>・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認  |  |
| 高潮氾濫危険水位のための潮位計の整備       | ・高潮氾濫危険水位の設定に必要な潮位計について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施  |  |
| システムを活用した情報共有            | 土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など<br>様々な情報を共有できるページを作成   |  |
| 地区単位土砂災害ハザードマップ<br>の作成促進 | 市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は<br>2017年度までに、それ以外の箇所は2021年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い<br>府は作成を支援する(市単位・地区単位)  |  |

|  | こ194457十四に大ルチの共体的な収益  |  |  |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 具体的な取組の柱<br>事 項                            | <b>主</b>  |  |  |  |  |  |  |
|  | 主な取組内容  |  |  |  |  |  |  |
| 具体的な取組                                     |   |  |  |  |  |  |  |
| (2)的確な水防活動のための取組                           |   |  |  |  |  |  |  |
| ①水防体制の強化に関する                               | 事項  |  |  |  |  |  |  |
| 重要水防箇所の見直し及び水防<br>資機材の確認                   | ・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川、海岸管理者と関係者による施設巡視点検の実施           |  |  |  |  |  |  |
|  | ・水防資機材については、河川管理者、海岸管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認                          |  |  |  |  |  |  |
| 水防に関する広報の充実(水防<br>団確保に係る取組)                | 協議会の場等を活用して、水防団員(消防団員)の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する |  |  |  |  |  |  |
| 水防訓練の充実                                    | 大和川地域防災総合演習、市町による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する               |  |  |  |  |  |  |
| 水防団(消防団)間での連携、<br>協力に関する検討                 | 大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間 (消防団) の連携を図る            |  |  |  |  |  |  |
| ②市町庁舎や災害拠点病院等の施市町庁舎や災害拠点病院等の施              |   |  |  |  |  |  |  |
| 設関係者への情報伝達の充実                              | ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討                          |  |  |  |  |  |  |
| 市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) | ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける<br>・市町庁舎の機能確保を実施する           |  |  |  |  |  |  |
| (3)氾濫水の排水、浸水被割                             |   |  |  |  |  |  |  |
| 氾濫水の排水、浸水被害軽                               | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                            |  |  |  |  |  |  |
| 排水施設、排水資機材の運用方                             | ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施                                 |  |  |  |  |  |  |
| 法の改善及び排水施設の整備等                             | ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成・排水計画の実施                                   |  |  |  |  |  |  |
|  | 「別がい。」回の大ル  |  |  |  |  |  |  |
| 浸水被害軽減地区の指定                                | ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供   |  |  |  |  |  |  |
|  | ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供<br>・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施              |  |  |  |  |  |  |
|  | ・他事例の情報収集、共有  |  |  |  |  |  |  |
| 流域全体での取組み                                  | ・既存ストック (調節池等) を活用した治水対策の推進<br>・ため池の治水活用の推進                     |  |  |  |  |  |  |
|  |   |  |  |  |  |  |  |

| 標を達成するにのに                                    | 上 概ね5年間で美施9る具体的な取組  |
|--|---|
| 基本的な取組の柱<br>事 項<br>具体的な取組                    | 主な取組内容  |
| 4 )河川管理施設の整備等に                               | - 関する事項   |
| 河川管理施設の整備等に関                                 | する事項  |
| 堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)                   | ・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める・河川特性マップの周知及び共有・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有 |
| 決壊までの時間を少しでも引き延<br>ばす堤防構造の工夫(危機管理<br>型ハード対策) | ・現行整備内容(余裕高部、パラペット、天端部の補強等)の協議会での共有<br>・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討   |
| 樋門・樋管等の施設の確実な運<br>用体制の確保                     | ・計画等に基づき、府管理の樋門、水門、防潮施設等の改修を推進する<br>・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する<br>・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討  |
| 施設管理の高度化の検討  5) 減災・防災に関する国の3                 | 【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する  |
| 減災・防災に関する国の支援                                |   |
| 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援                     | ·   |
| 適切な土地利用の促進                                   | ・洪水リスク表示図の公表を実施 ・関係機関(市町開発窓口への洪水リスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など)への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知  |
| 災害時及び災害復旧に対する支<br>援                          | ・災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る<br>・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新  |
| 災害情報の地方公共団体との共有体制強化                          | 統合災害情報システム(Dimaps)の利用促進に向けた国との調整  |
| 補助制度の活用                                      | ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金 (住宅・建築物安全ストック形成事業など) の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する  |

平成30年度 泉南地域水防災連絡協議会

## 泉南地域の防災・減災に係る 取組方針(案)について

1

## 背景

平成27年9月関東・東北豪雨災害 鬼怒川の堤防決壊 平成27年1月 水防法の一部改正

ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」策定 H27.12.11国土交通省~「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」

平成28年8月台風第10号 中小河川の氾濫による逃げ遅れ 平成29年9月 水防法の一部改正

「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速

洪水等からの「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」実現のための抜本的な対策

実効性をもって着実に推進するため「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画とりまとめ (H29.6.20 国土交通省)

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

### 水防法に基づく協議会の設置

●平成30年出水期までに、水防法に基づく協議会を設置し、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

### 円滑かつ迅速な避難のための取組

- •水害対応タイムライン作成促進、要配慮者利用施設における避難確保
- •浸水実績等の周知、防災教育の促進
- ●危機管理型水位計、危機管理型ハード対策

### 的確な水防活動のための取組

- •重要水防箇所の共同点検
- •市町村庁舎等の関係者への情報伝達・機能確保のための対策

### 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

排水施設運用改善、浸水軽減区域の指定

### 河川管理施設の整備等に関する事項

•堤防等河川管理施設整備

### 減災・防災に関する国の支援

●地方公共団体への財政支援

# 主な取組について

# 情報伝達、避難計画等に関する事項

### 住民避難に備えたホットライン構築

河川の水位上昇状況や土砂災害警戒情報など、住民 の避難行動に必要な情報を、見逃さず、迅速かつ確実 に市町村長へ伝えるホットラインを構築

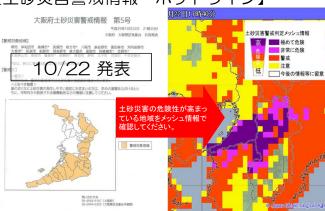
台風21号時、近木川の水位上昇や 土砂災害警戒情報をホットラインで伝達

【河川情報 ホットライン】



ホットライン 避難勧告発令 氾濫等の 府 見通し 漏水筒所 等確認

【土砂災害警戒情報 ホットライン】



現行:5市3町と河川水位及び土砂災害に関する情報を伝えるホットラインを構築済み (平成29年度より)

円滑かつ迅速な避難のための取組

### 今後・5年間の取組

洪水、土砂災害で構築したホットラインの検証、水位設定している河川や高潮災害に 備えたホットラインの構築を検討

# 情報伝達、避難計画等に関する事項

### 水害対応タイムライン構築

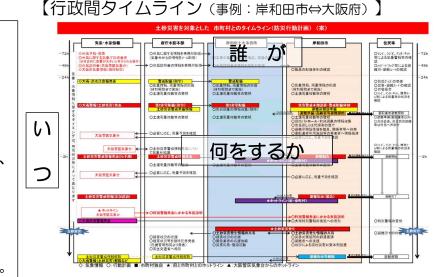
台風襲来などの大規模水害に備え、市、町、大阪府などの関係機関と連携し、事前に取るべき行動を時系列で整理したタイムライン(防災行動計画)を作成

### 【タイムラインとは】

災害が発生することを前提 として、関係機関が事前にと るべき行動を「いつ」「誰 が」「何をするか」に着目し た防災行動計画

「いつ」を決めることで、 其々が迷う時間を少なくし、 「時間軸」を考慮することで、 行動の無理・無駄が把握でき ます。

「誰が」「何を」をするかを1枚にまとめて共有することで、関係者が連携した防災活動、避難行動に繋がります。



現行:大阪府と5市3町の行政機関にて、洪水・土砂災害のタイムラインを構築済み (平成29年度より)

### 今後・5年間の取組

行政機関及び消防、警察、自衛隊やライフライン、鉄道機関等の多機関が連携した タイムライン作成を進める

### 情報伝達、避難計画等に関する事項

### 【多機関連携型タイムラインの目的と効果】

- ●平時からの各機関・団体間の協議の場の構築により、**緊急時の円滑な連携調整**が可能
- ●大阪府、市町、関係団体、それぞれの防災行動の確認と、各主体間をつなぐコミュニケーションツール
- ●組織間連携により、機関の対応のばらつきをなくすことができる
- ●先を見越した対応行動でより余裕をもち的確な対応が可能となる







### 情報伝達、避難計画等に関する事項

### ICTを活用した洪水情報の提供

現行で提供している河川水位や雨量などの防災情報の充実に加え、ICTを活用し住民へ分かり やすい防災情報の提供に努める

### 【HP等で提供している防災情報】

# 雨量•水位情報

管内河川の河川画像 例(新家川)



### 【防災情報の充実案】



現行:河川水位や雨量、府管理河川の90箇所の河川画像をHP上で提供、河川水位上昇や 避難勧告等の防災情報をメール配信

### 今後・5年間の取組

河川水位や雨量などの情報提供のリアルタイム化やプッシュ型配信、洪水時に特化した 危機管理型水位計の設置を進める

# 情報伝達、避難計画等に関する事項

### 要配慮者利用施設の避難対応

水害リスクが高い区域や土砂災害警戒区域等に存する 要配慮者利用施設については、水防法等において避難確 保計画や避難訓練の実施を義務化



施設作成の 避難計画に 水害編等も 追加

### 【要配慮者利用施設管理者への説明会】



### 【避難訓練や避難確保計画】



現行:平成29年5月までに市、町で要配慮者利用施設管理者への説明会を実施。市、町の 地域防災計画に水害リスクや土砂災害警戒区域にある施設を位置付け

### 今後・5年間の取組

市、町は、引き続き、要配慮者利用施設管理者へ避難確保計画作成や訓練実施への 周知や助言、支援する。また、大阪府も市、町へ支援する

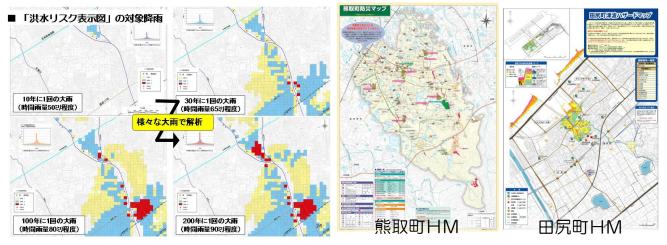
### 平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

### 想定最大規模の浸水想定区域図、水害ハザードマップ

住民の避難行動につながる地域の水害危険性の周知するため、大阪府(河川・高潮)は想定最大規模の浸水想定区域図作成、周知に努める。また、作成された浸水想定区域図を基に関連する市、町は水害ハザードマップを作成、住民への周知や避難訓練等に努める

### 【洪水リスク表示図】

### 【市、町のハザードマップ・避難訓練】



現行:大阪府管理河川(管内22河川)の「洪水リスク表示図」を公表。市、町において、 洪水、土砂災害、津波の防災ハザードマップを作成、住民へ配布

### 今後・5年間の取組

大阪府は想定最大規模の洪水、高潮の浸水想定区域図を作成、周知に努める。市、町は、 想定最大規模の浸水想定区域図を基に防災ハザードマップの更新、周知に努める

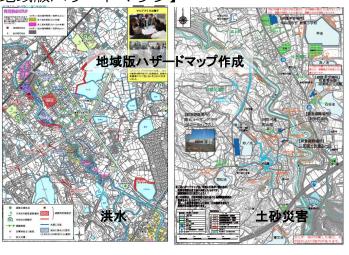
11

# 平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

### 地域版ハザードマップ作成など

水害リスクの高い地域や土砂災害警戒区域にある地域の自治会や自主防災組織等を対象とした防 災出前講座や地域版ハザードマップ作成等に努め、住民の防災意識向上へ繋げる

### 【地域版ハザードマップ】



### 【防災出前講座など】



現行:市、町は、土砂災害や水害リスクの高い自治会や校区での地域版ハザードマップ作成 を支援。大阪府も、市、町で進めるマップ作成などに支援する

### 今後・5年間の取組

市、町は、引き続き、地域版ハザードマップ作成を進め、教育委員会と連携、協力して、 学校における防災教育の充実を図る。大阪府も、市、町の取組みに積極的に支援する

12

# 的確な水防活動のための取組

13

# 水防体制の強化、自衛水防の推進

水防体制の強化、水防に関する広報など

水防活動に係わる関係者(市、町、大阪府、消防機関等)が連携し、水防箇所の点検や技術向上のための水防訓練、また、水防活動の広報等を行い、より一層の水防体制の強化や自衛水防の推進に努める

【合同水防演習や訓練】

【市、町の水防演習や訓練、団員募集など広報】









現行:市、町や消防機関による水防演習や重要水防箇所の合同点検、府主催の風水害訓練との 連携訓練などを行い、水防体制の連携や技術力を強化

### 今後・5年間の取組

各機関が連携した水防体制の強化となる演習や点検を継続するとともに、大規模水害に備えた広域的、効率的な水防活動が行えるよう各機関の協力体制の検討を進める

14

# 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

15

# 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

### 流域全体での取組み

都市化が進み河道拡幅による河川整備が困難となっている流域では、既存ストックである調節池やため池を活用した治水対策を推進し、「凌ぐ」施策の取組を進める。



今後・5年間の取組 調節池等の既存ズトックやため池を活用した治水対策の推進を図る

# 河川管理施設の整備等に関する事項

17

# 洪水氾濫等を未然に防ぐ対策

### 河川管理施設等の着実な整備等

「今後の治水対策の進め方(平成22年6月)」「今後の土砂災害対策の進め方(平成24年8月)」策定、人命を守ることを最優先にすることを基本的理念とし、府民が実感できる「防ぐ」施策の着実な実施に努める

【河川改修、津波(高潮)、土砂災害対策など】

佐野川河川改修(ショートカット)

(泉佐野市域)





### 今後・5年間の取組

河川整備計画や中期計画等に基づき、河川改修や土砂災害対策などを着実に実施していくと ともに、整備状況等や整備方針について協議会で情報共有を図る

1۶

# 洪水氾濫等を未然に防ぐ対策

### 河川施設等の維持管理

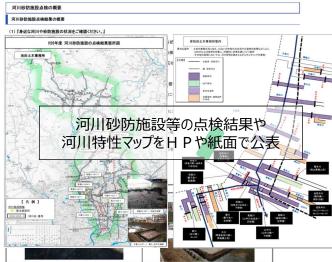
大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状況を把握を行い、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、身近な河川や砂防施設の状況を知って頂くために府民へ「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」を公表

### 【河川堆積土砂除去など】





【河川砂防施設点検等の実施及び公表】



近木川護岸補修 (貝塚市域)

### 今後・5年間の取組

河川、砂防施設等の適切な維持管理に努めるとともに、維持管理(堆積土砂除去や河道内草木対策)状況や定期点検結果、実施時期等について協議会で情報共有を図る

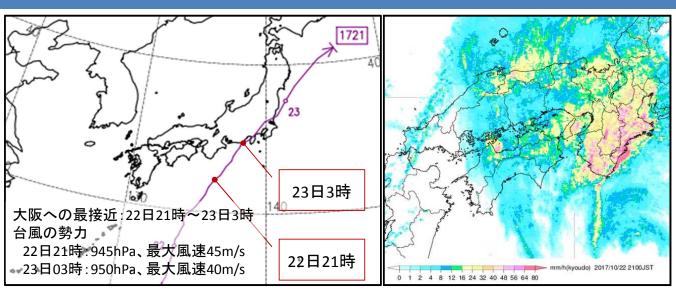
19

平成30年度 泉南地域水防災連絡協議会

# 平成29年台風21号による被害について

1

### 〇大阪府域における台風第21号の気象概要



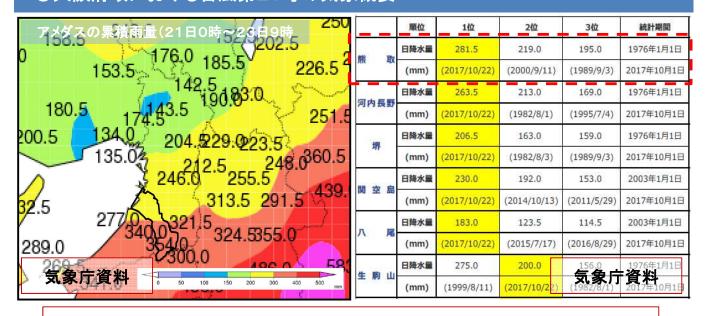
### (台風21号の概要)

大阪府では、台風第21号の北上に伴い、本州南岸の前線や台風を取り巻く発達した雨雲の影響で、22日昼過ぎから雨が降り始め、22日夜遅くから23日明け方にかけて暴風を伴った大雨となった。

20日12時から23日12時までの総降水量は、熊取で340ミリを観測、期間中の時間最大雨量は、24.5mmを観測、府域の各地で10月の降水量、風速の極値を更新した。

この大雨や暴風により2名(岸和田市・大阪市)が死亡、20名が負傷した(24日22時時点)

### 〇大阪府域における台風第21号の気象概要



台風21号降雨の特徴

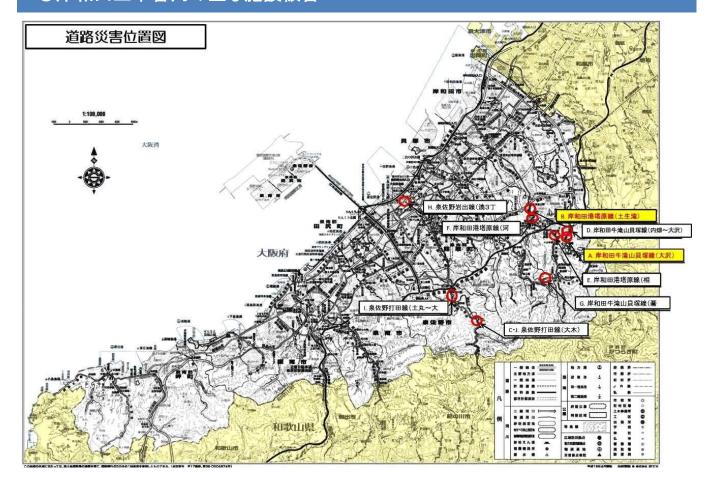
「台風前の前線の影響も重なり雨雲が停滞し、20~30mm/h程度の雨が長時間継続



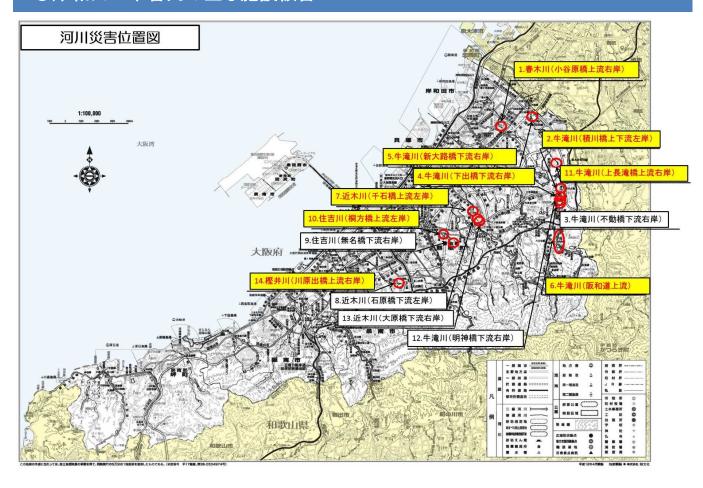
長雨の影響により、大河川での水位上昇や山間部の多くの筒所で土砂災害



### 〇岸和田土木管内の主な施設被害



# 〇岸和田土木管内の主な施設被害



### 管内の施設被害の復旧状況

### 〇牛滝川•岸和田牛滝山貝塚線(岸和田市大沢町)









### 管内の施設被害の復旧状況

### 〇春木川 (岸和田市額原町)





〇岸和田港塔原線 岸和田市土生滝町(5月14日通行規制解除)





# 管内の施設被害の復旧状況

### 〇牛滝川 (岸和田市山直中町)





〇樫井川 (泉佐野市上之郷)





### 管内の施設被害の復旧状況

### 〇住吉川 (熊取町五門東)





平成30年度 泉南地域水防災連絡協議会

# 防災・減災に係る取組事例について

事例1(貝塚市) コミュニティタイムライン策定取組報告

事例2(泉佐野市) 泉佐野市の水防災の取組

# コミュニティタイムライン策定 取り組み報告

平成30年5月25日(金)

報告:貝塚市危機管理課

# 1. 貝塚市の概要と対象災害の概要

### 1-1. 貝塚市の概要

総人口:88,694人(平成27年国勢調査)

大阪府の南部にあって、<u>北西部は大阪湾に面し、</u> 海岸から山地にかけて南北方向に長い市域形状に なっている。

海、平地、丘陵地、山間地と多様な地形を有する。

### 1-2. 貝塚市の災害の特徴

地震、津波、高潮、風水害、土砂災害など様々な 災害リスクが存在する。

第2室戸台風による被害を受け、以後、想定最大 規模の高潮にも対応できる防潮堤が整備されたが、 地球温暖化による海水温上昇により、今後、巨大台 風の発生等による被害の発生が懸念される。

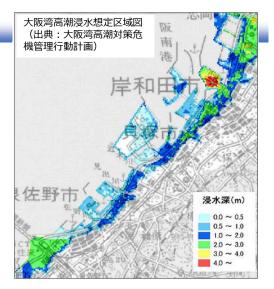
### 1-3. タイムライン導入のきっかけ

高潮や河川氾濫に対する備えが必要であり、海岸と河口に面した二色の浜旭住宅地区(130世帯)の自治会長が予てから同様の危機感をもっておられたこともあり、平成28年度、二色の浜旭住宅地区をタイムラインのモデル地区に選定した。



### 2. タイムラインの対象とする災害

- 台風等による高潮災害を対象
- 二色の浜旭住宅地区においては、1.0~2.0mの浸水深が想定される(右図「大阪湾高潮浸水想定区域図」参照)



貝塚市における台風(高潮)によるこれまでの主な被害(※土砂災害、洪水被害等含む)

| NEW YORK OF THE PROPERTY OF TH |            |         |          |         |     |     |          |          |      |        |        |
|--|------------|---------|----------|---------|-----|-----|----------|----------|------|--------|--------|
| <b>#</b>   |            | 人の被害(人) |          | 建物被害(戸) |     |     |          | 当時の      | 当時の  |        |        |
| 年月 台風  | 死者         | 負傷者     | 行方<br>不明 | 全壊      | 半壊  | 流出  | 床上<br>浸水 | 床下<br>浸水 | 人口   | 世帯数    |        |
| 1934.9   | 室戸台風       | 不明      | 不明       | 不明      | 331 | 155 | 10       | 24       | 48   | 36,272 | 7,023  |
| 1950.9   | ジェーン台<br>風 | 1       | 94       | 0       | 106 | 607 | 8        | 72       | 133  | 53,586 | 9,778  |
| 1961.9   | 第2室戸台風     | 0       | 5        | 0       | 64  | 705 | 43       | 662      | 1053 | 62,958 | 11,800 |

3

# 3. タイムラインの検討経緯

| 日 程         | 会議名        | 内 容              |
|-------------|------------|------------------|
| 平成28年8月27日  | 事前研修会      | 高潮のリスクとタイムラインを学ぶ |
| 平成28年10月1日  | 第1回ワークショップ | 防災行動項目の抽出        |
| 平成28年11月12日 | 第2回ワークショップ | 防災行動タイミングの確認     |
| 平成28年12月10日 | 第3回ワークショップ | 行動項目の再確認と連携先の確認  |
| 平成29年2月4日   | 第4回ワークショップ | 読み合わせと情報伝達訓練     |

### 参加者、協力機関

貝塚市二色の浜旭住宅地区住民 貝塚市消防本部、貝塚市消防団 貝塚警察署

大阪府(危機管理室災害対策課、港湾局、岸和 田土木事務所)

大阪管区気象台

国土交通省近畿地方整備局

アドバイザー:松尾一郎CeMI環境・防災研究所 副所長、村中明CeMI環境・防災研究所上席研究 員



| TL<br>レベル | 状況       | レベルの移行基準                            | 主な防災行動の内容  |
|-----------|----------|-------------------------------------|--|
| 0         | 平常       |                                     | 防災訓練や勉強会への参加     非常持出品の点検・補充                                     |
| 1         | 準備       | 台風最接近3日前                            | <ul><li>・ 台風情報の収集</li><li>・ 避難に向けた準備(地区内支障物の撤去など)</li></ul>      |
| 2         | 警戒       | 台風最接近2日前                            | <ul><li>自宅周辺の台風対策の実施</li><li>避難に向けた警戒(黄色タオルの<br/>準備など)</li></ul> |
| 3         | 自主避難     | 貝塚市から「避難準備・高<br>齢者等避難開始」が発令さ<br>れた時 | <ul><li>避難に関する情報の確認</li><li>高齢者等、避難の実施</li></ul>                 |
| 4         | 避難       | 貝塚市から「避難勧告」が<br>発令された時              | <ul><li>・ 避難の実施</li><li>・ 避難状況の把握</li></ul>                      |
| 5         | 緊急<br>対応 | 貝塚市から「避難指示(緊<br>急)」が発令された時          | • 避難所での避難者の補助  |

5

# 5. タイムライン検討時の留意点や特徴

### 5-1. 検討時に留意した点

- ▶ 住民が検討の主体であるため、ワークショップは土日開催
- ▶ タイムラインの検討開始以前から地区内で自主防災組織の取り組みが行われていたことあり、既存の組織体制(班)を考慮してタイムラインを策定

### 5-2. 検討時に生じた課題や困ったこと

▶ 近年、被災経験が乏しく、高潮災害への<mark>危機感を共有</mark>することが難しかった

### 5-3. 上記の課題等を改善するために行ったこと

▶ 専門家によるタイムラインや気象に関する解説を行ってもらうことにより、 住民の理解が深まり取組の促進に繋がった。





### 7

8

# 【補足①】タイムライン読み合わせや実地訓練の様子



# 【補足②】タイムライン実地訓練の様子

防災行動の確認を行った。

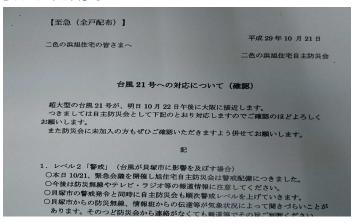


### 6-1. タイムラインの試行・運用の実績

| 年月日             | 対象とした台風等 | 最高TLレベル |
|-----------------|----------|---------|
| 平成29年9月15日~18日  | 台風第18号   | レベル4    |
| 平成29年10月21日~23日 | 台風第21号   | レベル4    |

### 6-2. タイムラインの運用を通して分かった効果

- 「いつ」「誰が」「何を」す るかを定めるため、災害対応 の漏れがなくなる
- 地域の自主防災組織の対応の 「ばらつき」が改善できる
- 市からの情報の自主的な取得 により「先を見越した早め早 めの対応」が可能となる
- 訓練や災害時の「ふりかえり」を行うようになり、課題や教訓の継承が可能となる



住民自らが台風対応に関する周知文書を作成し、 全戸配布を行った

9

# 7. タイムラインの策定・運用を通して感じた課題

# く策定>

・住民を主体としたタイムラインでは、 策定段階において、自治会役員及び 自主災組織の役員が中心になって進 めるが、一般住民を巻き込んだ取り 組みにすることが重要。

# <運用>

- ・次のリーダー育成。
- コミュニティ単位でどのように広げていくか。

# 8. タイムライン防災に関する今後の展望や展開(拡がり)

- 市内他地区での水害(土砂災害・洪水)コミュニティタイムラインの策定
  - 平成29年12月9日 第1回WS (タイムラインを学ぶ)
  - 平成30年1月21日 第2回WS (地域の危険を知る、リスクの共有)
  - 平成30年3月10日 第3回WS (防災行動項目の抽出)
  - 次回(第4回ws)は、3回目までの振り返りと防災行動のタイミング等を 検討予定
  - 第5回WSを経て、試行版の完成。8月頃から運用へ





●高潮、土砂災害、洪水などの同様の被害が想定される他地区での策定へ

# 泉佐野市の水防災の取組

泉佐野市市民協働部自治振興課危機管理室

# 台風第21号の対応 (H29.10.22~23)

- 累積雨量396mm
- 22日16:05土砂災害避難指示(緊急)発令
- 避難所開設7カ所 避難者23人
- 主な被害

崖崩(通行止め)



護岸の崩壊



### 宅地擁壁の崩壊



# 市民防災の日 大防災訓練

鶴原 地区

### 避難訓練



### 一時避難



平成28年度から11月の 第一日曜日を「市民防災の 日」と定め市域全体で「大防 災訓練」を実施しています。

平成29年度は、11月5日(日)に南海トラフ巨大地震を想定し、市では小中学校など31カ所の避難所を開設し、各地域の自主防災組織が避難訓練や避難所開設訓練等を行いました。

参加者は、78自主防災組織又は町会が45カ所で訓練を行い、約4300人が参加しました。

### 鶴原 地区

### 避難所運営訓練

受 付





炊出し



トイレの水確保





長滝 地区

集合

情報記録



通報訓練





負傷者搬送



上之郷 地区

### 救命講習



女性消防団員が指導



### 安否確認訓練

泉州タオルを使った安否確認訓練を実施 無事であった人がタオルを門にかけることで、素早く安 否確認をすることができます。





# (話題提供) 段階的に発表する 防災気象情報の活用

■警報級の可能性

▶•危険度を色分けした時系列

➡•危険度分布

大阪管区気象台

# 5日先までの「警報級の可能性」の提供

### 大阪府の警報級の可能性 大阪府では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。 また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。 明後日~5日先 ・週間天気予報と合わせて発表 ・天気予報と合わせて発表 ・時間帯を区切って表示 ・日単位で表示 大阪府 警報級の可能性 種別 明け方まで 朝~夜遅く 5日 6日 7日 8日 18-24 12-18 大雨 中 中 暴風 \_ 中 \_ 波浪 中 [高]:警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とさ れているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日来での 警報級の可能性は[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。 今日~明日 前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くない 数日先の荒天について 可能性を把握すること ものの、夜間~翌日早朝までの間に警報級の大雨

☆ 気象台が発表する大雨警報には、浸水による重大な災害のおそれがあるときに警戒を呼びかける大雨警報(浸水害)と、重大な土砂災害発生のおそれで警戒を呼びかける大雨警報(土砂災害)の2種類に加え、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の警報があることを覚えておいてください。

ができる!

となる可能性もあることが分かる!

# 警報・注意報の「危険度を色分けした時系列」の提供

### 平成●●年10月22日09時28分 大阪管区気象台発表 大阪府の注意警戒事項 大阪府では、23日朝まで土砂災害に警戒してください。 ===== ●市 [継続]大<mark>雨警報(土砂災害) 雷,</mark>強風,波浪,洪水注意報 2 2 日夜のはじめ頃までに暴風警報に切り替える可能性が高い 22日夜のはじめ頃までに波浪警報に切り替える可能性が高い 22日夜のはじめ頃までに洪水警報に切り替える可能性が高い

### ●市 今後の推移(■警報級 □注章報級) 備考・ 関連する現象 発表中の 警報・注意報等の種別 1時間最大雨量 50 100 100 60 80 80 80 (浸水害) 浸水注章 (土砂災害) (洪水害) 風向風速 海上 油盒 2.5 2.5 (メートル) 竜巻、ひょう

警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。

☑で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

<u>各要表の予測値は、確度</u>が一定に達したものを表示しています。

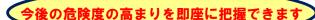
報·注意報(文章形式) 従来からの文章形式も確認できます

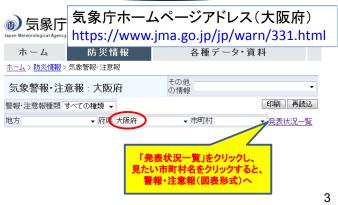
# 「警報級の現象が予想される期間」等 を、視覚的に把握しやすい形で提供

### ※ 気象警報について

- 「警報級の現象が予想される期間」の最大6時間 前に発表しています。
- 各警報の予測値は、「確度が一定に達した」もの を表示しています。

### 時系列表示により





# 警報・注意報を補足する「危険度分布」の提供

# 濃い紫は「災害が すでに発生」していて もおかしくない状況!

- ・危険度分布では、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が 高まっている場所をお知らせします。
- ・内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」でも、避 難判断への活用が推奨されています。
- 気象庁ホームページ トップ https://www.jma.go.jp/jma/index.html

または

土砂災害警戒判定メッシュ情報

https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/

今後の情報等に留意

大雨警報(浸水害)の危険度分布

https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html

洪水警報の危険度分布

https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

